

生食発 1018 第 1 号
元消安第 2961 号
令和元年 10 月 18 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長
(公 印 省 略)

対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて

標記については、EU との協議の結果、別紙のとおり「対 EU 輸出食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品の取扱要綱」を定めたので、日本から EU に輸出される食肉製品、乳製品、殻付き卵及び卵製品については、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について、特段の配慮をお願いします。